

お知らせ

不動産を相続したら登記が必要

相続による不動産の取得を知ってから3年以内に相続登記の手続きが必要です。正当な理由なく手続きをしないと、10万円以下の過料が科される場合があります。☎司法書士の相続登記相談センター☎0120-13-7832

羽田空港施設見学会

国は、羽田空港の現状について紹介する住民向け見学会を8~10月に開催します。応募方法など詳しくは、東京航空局HPをご覧ください。▶区

の担当:環境規制係☎国土交通省東京空港事務所環境・地域振興課☎5757-3021

弁護士による無料相談会

☎借金や税金の滞納、労働問題、離婚などで経済的に困りの方☒7月2日(水)、8月6日(水)午後1時~4時30分の間の1時間以内📍生活サポートセンター(区役所西庁舎3階)☎☎電話で同所☎3993-9963

介護保険

令和7年度の保険料の決定通知書を送付

65歳以上の方の保険料は、本人や世帯の特別区民税・都民税(住民税)の課税状況などにより算定します。保険料の決定通知書を、6月18日(水)

以降に順次送付します。納付方法など詳しくは、決定通知書をご覧ください。6月末までに届かない場合はお問い合わせください。

(決定通知書は、70歳以上の方を対象とする東京都シルバーパス購入の際に所得確認書類として使えます)

再発行はできませんので、必要な方は必ず保管してください。 ※東京都シルバーパスについては、(一社)東京バス協会☎5308-6950へお問い合わせください。

☎資格保険料係☎5984-4592

国民年金

厚生年金・共済組合に加入している配偶者の扶養から外れたときは届け出を

厚生年金・共済組合に加入している配偶者に扶養されている方(20歳以上60歳未満)は、次のいずれかに当てはまる場合、第1号被保険者に切り替える届け出が必要です。

- 配偶者が退職・死亡した
- 配偶者が厚生年金・共済組合加入中に65歳に達した
- ご自身が収入増や離婚などで扶養から外れた
- ご自身が雇用保険を受給するようになった

☎国民年金係☎5984-4561

住まい・まちづくり

空き家なんでも相談会

空き家の売買・賃貸・相続登記・境界確定などを専門家に相談できます。☎区内に空き家を所有している方など☒6月23日(月)午前10時~正午の間の20分間(受け付けは午前11時30分まで)📍区役所アトリウム☎物件や権利関係が分かる書類(ある方のみ)☎当日会場へ☎みどりのまちづくりセンター☎3993-5451

生産緑地地区の都市計画変更案がご覧になれます

意見のある方は意見書を提出できます。▶縦覧・意見書提出の期間:6月25日(水)まで▶縦覧・意見書提出の方法:区HPまたは都市計画課(区役所本庁舎16階)へ ※提出は郵送も可。 ※様式は自由です。☎都市計画課土地利用計画担当係☎5984-1544

働く

ごみの収集作業員【会計年度任用職員(サポートスタッフ〈登録制〉)】

☎ごみ収集ができる体力のある方☒7~9月▶勤務日時:月~土曜午前7時40分~午後4時25分(月16日以内)📍練馬・石神井清掃事務所▶報酬:日給1万2676円 ※交通費支給。 ※特殊勤務手当を含む。☎直接または電話で清掃事務所【練馬☎3992-7141、石神井☎3928-1353】

区立保育園のスタッフ【会計年度任用職員(サポートスタッフ〈登録制〉)】

①短時間保育②保育(障害児の保育など)③保育(業務補助・軽作業など)④調理⑤用務のスタッフを募集します。☒来年3月まで(再任する場合あり)▶勤務日:月~土曜(月20日程度)▶時間:①朝...午前7時15分から、夕...午後4時から(それぞれ2~3時間程度)②~⑤原則として午前8時30分~午後5時15分の間の4~7時間45分📍区立保育園▶報酬(時給):①②1,609円③1,405円④⑤1,344円 ※交通費支給。 ※勤務条件により、期末・勤勉手当、社会保険あり。☎区HPや保育課(区役所本庁舎10階)にある申込書を、保育課管理係☎5984-5839

区有地を入札で売却します

申し込み方法など詳しくは、区HPをご覧ください。お問い合わせください。

▶申込期限:7月14日(月)午後5時☎用地担当係☎5984-1369



区有地の概要

区有地	面積	最低売却価格	用途地域など
①静岡県下田市須崎73 (伊豆急下田駅から東海バス爪木崎行きで「御用邸前」下車徒歩約3分)	2,757.78㎡	2130万円	非線引き 都市計画区域 (用途指定なし)
②大泉学園町3-6 (大泉学園駅から西武バス新座米行きで「住宅前」下車徒歩約5分)	242.40㎡	4630万円	第一種低層住居 専用地域

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

国民健康保険

令和7年度の納入通知書を6/17(火)に送付します

保険料は、昨年中の総所得金額などを基に計算し、納入通知書でお知らせします。 ※国民健康保険は世帯単位の制度です。世帯主本人が国民健康保険に加入していない場合でも、納入通知書・納付書は世帯主宛てに送付します。 ※期限内に納付が困難な方はご相談ください。

〈保険料は納め忘れのない口座振替のご利用を〉

納付方法や口座振替の申し込み方法など詳しくは、同封の「国保のお知らせ」をご覧ください。

〈資格確認書を一齐交付します~現在の資格確認書・保険証の有効期限は9/30(火)〉

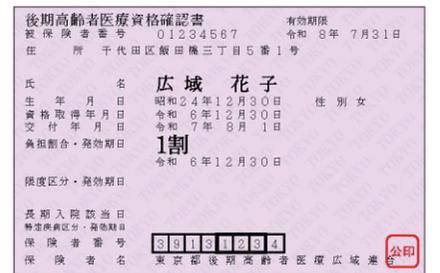
マイナ保険証をお持ちでない方などを対象に、新しい資格確認書を9月中旬に簡易書留郵便で送付します。普通郵便での送付を希望する方は、同封の「国保のお知らせ」をご覧ください。

問合せ 納入通知書・資格確認書の送付について... こくほ資格係☎5984-4554
 口座振替について... こくほ収納係☎5984-4559
 納付のご相談... 納付案内センター☎5984-4547

後期高齢者医療制度

新しい資格確認書を送付します 現在の資格確認書・保険証の有効期限は7/31(木)

医療費の自己負担割合は、特別区民税・都民税(住民税)の課税状況などにより毎年判定され、8月1日(金)から適用されます。新しい自己負担割合が記載された資格確認書を7月18日(金)以降に順次送付します。7月末までに届かない場合はお問い合わせください。



有効期間は8/1(金)~来年7/31(金)

制度について

問合せ... 東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519
 資格確認書の送付について... 区役所内後期高齢者資格係☎5984-4587

